

日本海員被濟會海員養老扶助及弔慰規程

- 第一條** 本會保護の海員にして老年に達し職務を罷めたるときは或は乗船服務中不行跡又は重大なる過失に因らるる傷痍の爲め不具となり若くは死亡したるときは本規程に據り養老扶助金若しくは弔慰金を給與す。
- 第二條** 品行方正にして職務に勤勉なりしもの年齢滿五十歳以上に達し海員の職務を罷めたるときは左の區別に依り養老金を給與す。
- 一、満三十年以上乗船したるもの 金三百圓以下
 - 二、満二十五年以上乗船したるもの 金二百圓以下
 - 三、満二十年以上乗船したるもの 金一百五十圓以下
 - 四、満十五年以上乗船したるもの 金一百圓以下
 - 五、満十年以上乗船したるもの 金六拾圓以下
- 第三條** 職務を行ふに因りて傷痍を受け海員の職務に從事することを得ざるに
- 第七** 此手帳中乗船及下船・貨費勘定の貸與金額并に賞罰は本會出張所又は各船に於て之を記入すべし又各船に於て本人より貨費返納金を取立てられたるときは其金額を返納の項に記入せらるゝものとす。
- 第八** 雜記の部には本人の經歷等に就き後日の参考となるべき事柄を記載するものとす。
- 第九** 第五の手帳再渡の届出を受けたる出張所は假手帳を渡し資糧に之を本部に報告して本手帳の奉持を請求すべし。
- 第十** 手帳の再交付は手數料金貰取を徵す但し天災其他不可抗力により亡失したるものにして船長・機関長・事務長若しくは郡市町村長の亡失事實を證明するに足るべき證明書を提出したる時は費用を償し之を交付すべし。
- 第十一** 假手帳は成るべく速に本手帳と引替ゆべし。